

教 小 第 1 5 3 号
令和 3 年 6 月 1 0 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

**新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における
職員の職務に専念する義務の特例について（通知）**

職務に専念する義務の特例につきましては、各市町村教育委員会において適切に御対応いただいているところですが、県立学校人事課長より別添写し（令和 3 年 6 月 1 0 日付け教県第 2 8 1 号）のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について県立学校長宛て通知しました。

つきましては、貴管内県費負担教職員につきましても、県立学校教職員と同様の取扱いとなりますよう御配慮をお願いいたします。

担当：人事・学事・働き方改革担当 菅
電話：048-830-6939
E-mail: a6930-03@pref.saitama.lg.jp



教 県 第 2 8 1 号
令和 3 年 6 月 1 0 日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における
職員の職務に専念する義務の特例について（通知）

下記事項について、「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 2 7 年 4 月 2 2 日人事委員会規則 1 2—2）」第 2 条第 1 3 号の規定に基づき、職務専念義務免除の承認を埼玉県人事委員会に求めたところ、令和 3 年 6 月 8 日付けで承認がありました。

ついては、今後、別紙により取り扱うこととしますので、所属職員に周知するとともに、その対象となる場合は十分配慮してください。

記

＊特例事項

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるとき

担当：県立学校人事課
学事・働き方改革担当 三澤
電話：0 4 8－8 3 0－6 7 3 5

別 紙

**新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における
職員の職務に専念する義務の特例について**

令和 3 年 6 月 9 日 決裁

1 趣 旨

職場で新型コロナウイルス感染者が出た場合、職場の他の職員等への二次感染を引き起こし、学校運営に支障をきたすおそれがある。このようなことから、職員の意向に配慮しつつ、県教育委員会として職員に対して新型コロナワクチンを受けさせる必要性は高い。

これらの事情を踏まえ、県教育委員会としても職員が新型コロナワクチンを接種しやすい環境を整備する観点から、職員がワクチン接種をする場合又はワクチン接種に伴う副反応が発生した場合は、職務専念義務を免除するものである。

2 対象となる事由

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるとき

3 免除する期間

校務の運営に支障のない範囲内（当該療養する必要がある場合にあつては、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限度の期間）

4 手 続

職員（校長を除く）については、総務事務システムにより校長に申請し、承認を得る（総務事務システムの「休暇・職免等」の申請画面で「休暇の種類」を「職免」、「休暇の区分」を「その他」とする。その際、「備考」にワクチン接種を受ける旨又はワクチン接種副反応により療養する旨を入力する。）。

ただし、これにより難しい場合、職務専念義務免除願を校長に提出し、承認を得る。（校長専決）

また、校長については、教育長宛て職務専念義務免除願を 2 部提出し、その承認を受ける（県立学校人事課学事・働き方改革担当扱い）。承認を受けた後、総務事務システムに入力する。

5 実施時期

令和 3 年 4 月 1 日